（電磁的記録による作成等）

第三条　人事関係規則の規定に基づき最高裁判所等が行う書面の作成又は保存（以下「作成等」という。）については、当該人事関係規則の規定にかかわらず、最高裁判所の定めるところにより、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。

２　前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する人事関係規則の規定により書面により行われたものとみなして、当該人事関係規則その他の当該作成等に関する人事関係規則の規定を適用する。

（適用除外）

第四条　次に掲げる申請等、処分通知等又は作成等（以下「手続等」という。）については、この規則の規定は、適用しない。

一　手続等のうち、当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして最高裁判所が定めるもの

二　手続等のうち当該手続等に関する人事関係規則の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第二条第一項又は第三条第一項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

（補則）

第五条　この規則に定めるもののほか、この規則の実施のために必要な事項は、最高裁判所が定める。

附　則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

最高裁判所長官　大谷　直人

別表（第一条関係）

一　裁判所公文方式規則（昭和二十二年最高裁判所規則第一号）（辞令書に関する部分に限る。）

二　簡易裁判所判事選考規則（昭和二十二年最高裁判所規則第二号）

三　法科大学院への裁判官の派遣に関する規則（平成十五年最高裁判所規則第十六号）

四　判事補の弁護士職務経験に関する規則（平成十六年最高裁判所規則第十九号）

五　裁判所職員の留学費用の償還に関する規則（平成十八年最高裁判所規則第八号）

六　裁判官の報酬等に関する規則（平成二十九年最高裁判所規則第一号）

七　裁判官の人事評価に関する規則（平成十六年最高裁判所規則第一号）

八　裁判官の介護休暇に関する規則（平成六年最高裁判所規則第七号）

九　裁判官の育児休業に関する規則（平成四年最高裁判所規則第二号）

十　裁判官の配偶者同行休業に関する規則（平成二十六年最高裁判所規則第二号）

十一　裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の採用試験に関する規則（平成二十七年最高裁判所規則第一号）

十二　裁判官以外の裁判所職員の任免等に関する規則（昭和二十五年最高裁判所規則第四号）

十三　裁判官以外の裁判所職員の俸給等の支給に関する規則（令和二年最高裁判所規則第四号）

十四　裁判所書記官等の俸給の調整に関する規則（昭和二十七年最高裁判所規則第三号）

十五　裁判官以外の裁判所職員の俸給の特別調整額に関する規則（昭和四十年最高裁判所規則第三号）

十六　裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の本府省業務調整手当に関する規則（平成二十一年最高裁判所規則第四号）

十七　裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の人事評価に関する規則（平成二十二年最高裁判所規則第六号）

十八　裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の定年に関する規則（昭和五十九年最高裁判所規則第六号）

十九　裁判所の非常勤職員の政治的行為制限の特例に関する規則（昭和二十七年最高裁判所規則第二十五号）

二十　政治資金規正法第二十二条の九第一項第二号の非常勤職員の範囲を定める規則（平成四年最高裁判所規則第十三号）

二十一　裁判所職員倫理規則（平成十二年最高裁判所規則第七号）

二十二　裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の勤務時間等に関する規則（平成二十八年最高裁判所規則第三号）

二十三　裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の退職管理に関する規則（平成二十年最高裁判所規則第二十二号）

二十四　裁判官及び裁判官の秘書官の保健及び安全保持に関する規程（平成二十八年最高裁判所規程第五号）

二十五　裁判官及び裁判官の秘書官の年次休暇等に関する規程（昭和六十年最高裁判所規程第五号）

二十六　裁判所書記官任用試験規程（平成十六年最高裁判所規程第九号）

二十七　裁判所職員に対する特別警備手当の支給に関する規程（昭和二十七年最高裁判所規程第十六号）

二十八　寒冷地手当支給規程（昭和三十九年最高裁判所規程第五号）

二十九　最高裁判所表彰規程（昭和三十一年最高裁判所規程第一号）

三十　裁判所職員健康安全管理規程（昭和五十二年最高裁判所規程第二号）

三十一　裁判所職員の服務の宣誓に関する規程（昭和二十四年最高裁判所規程第二十一号）

三十二　第一号から前号までの最高裁判所規則又は裁判所職員に関する臨時措置規則（昭和二十七年最高裁判所規則第一号）において準用し、又はその例による最高裁判所規則、人事院規則、政令又は命令

○最高裁判所規則第四号

裁判官以外の裁判所職員の俸給等の支給に関する規則を次のように定める。

令和二年三月十六日

最高裁判所

裁判官以外の裁判所職員の俸給等の支給に関する規則

裁判官の報酬等の支給定日に関する規則（昭和三十六年最高裁判所規則第二号）の全部を改正する。

第一条　裁判官以外の裁判所職員の俸給の支給定日は、十八日とする。ただし、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める日を支給定日とする。

一　十八日が日曜日に当たるとき　十六日

二　十八日が土曜日に当たるとき　十七日

三　十八日が休日に当たるとき　十五日

第二条　前条に定めるもののほか、裁判官以外の裁判所職員の俸給及び俸給以外の給与（次条において「俸給等」という。）の支給に関する事項については、その性質に反しない限り、人事院規則九―七（俸給等の支給）の規定を準用する。

第三条　この規則に定めるもののほか、裁判官以外の裁判所職員の俸給等の支給に関し必要な事項は、最高裁判所が定める。

附　則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

最高裁判所長官　大谷　直人

○最高裁判所規則第五号

裁判官の報酬以外の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月十六日

最高裁判所

裁判官の報酬以外の給与に関する規則の一部を改正する規則

裁判官の報酬以外の給与に関する規則（平成二十九年最高裁判所規則第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

裁判官の報酬等に関する規則

第一条中「第九条第一項」を削り、「報酬以外の給与」を「報酬その他の給与」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（報酬の支給）

第一条の二　裁判官の報酬の支給定日は、十八日とする。ただし、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める日を支給定日とする。

一　十八日が日曜日に当たるとき　十六日

二　十八日が土曜日に当たるとき　十七日

三　十八日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日に当たるとき　十五日

２　前項に定めるもののほか、裁判官の報酬の支給については、一般の官吏の例による。

第十七条中「報酬以外の給与」を「報酬その他の給与」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和二年四月一日から施行する。

（裁判官の育児休業に関する規則の一部改正）

２　裁判官の育児休業に関する規則（平成四年最高裁判所規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「裁判官の報酬以外の給与に関する規則」を「裁判官の報酬等に関する規則」に改める。

最高裁判所長官　大谷　直人